

会社	会社名	株式会社七十七銀行		
概要	従業員数	2,767名（平成28年3月末）	業種	銀行業

1. ねらい

生産性向上の観点から、時間外休日勤務削減に向けた取組みは以前より行っていたが、生産性をより一層向上させるとともに、従業員一人ひとりが、仕事に対する「やりがい」や「充実感」を持てるよう家族・地域社会等とかがかわる時間や自己啓発のための時間を確保するなど、心身ともに健康な状態で仕事に取り組むことができる環境を整備していく観点から、平成26年度より「ワークライフバランス推進運動」を実施し、働き方・休み方改革に取り組んでいる。

2. 施策内容

○「ワークライフバランス推進運動」の取組内容

(1) 時間外休日勤務にかかる「行動基準」の設定

- ① 時間外勤務終了時刻：原則午後8時以降の時間外勤務を禁止
- ② 朝型勤務の推奨：やむを得ず時間外勤務が必要な場合は、効率性の観点から、始業時刻前（午前8時45分前）の勤務を推奨
- ③ 休日勤務：真にやむを得ない場合のみとし、一人当たり月間2回・年間15回を限度とする
- ④ 時間外電話使用規制：時間外における社内の電話連絡は緊急時を除き禁止

(2) 定時退行運動の実施

原則として毎週水曜日を「定時退行日（リフレッシュデー）」とし、毎月の第2月曜日の週を「定時退行週（リフレッシュウィーク）」としてメリハリのある働き方を推進。また平成26年度より、毎週水曜日と任意の1日（各所属において任意に設定）の月5日間以上の定時退行を推進し、実効性を高めるため、毎月、計画および実績を人事部に報告させている。

(3) 年次有給休暇等の取得促進

- ① 年2回の連続休暇（土日を含め連続9日間）、年4回（上半期・下半期各2日）の休暇について、原則として取得を必須としている。
- ② 年次有給休暇とは別枠の有給休暇として、健康管理のための「ヘルスケア休暇（年1回）」、仕事と家庭生活に両立や自己啓発のための「ワークライフバランス休暇（年1日）」についても原則として全行員が取得することとしている。

(4) 男性行員の育児休業取得促進

性別に関係なく育児等による家庭参画意識を醸成していく観点から、平成26年度より配偶者に子供が生まれた男性行員について育児休業（有給期間の3日間程度）の取得を必須としている。

○ その他のワークライフバランス実現に向けた取組み

(1) 育児等の両立支援制度の周知

社内の広報誌に両立支援の制度内容を図や絵を用いて掲載し社内への周知を図っている。

(2) 育児休業者等の円滑な職場復帰支援

育児休業者等を対象として、復職した社員等との情報交換を行う座談会を定期的に行っているほか、自宅における自己啓発ツールとしてeラーニングを導入している。

(3) 社員家族を対象とした職場見学会の実施

社員の家族を職場に招待する職場見学会を開催し、職場内における家庭参画意識の醸成を図っている。

3. 取組実績・効果

働き方・休み方改革に向けた取組みにより、従業員一人ひとりが生産性を上げるためにどう行動すべきかを考え、段取りを重視する姿勢が見られるようになった。また、定時退行を促すことで退行後の時間の使い方も工夫されてきており、社内外のコミュニケーション活性化や自己啓発意識の向上等によりお客様との幅広い会話につながるなどの成果も出ているほか、男性の家庭参画意識も高まってきている。

- ・（平成27年度）男性の育児休業取得率（年次有給休暇）：100%
- ・（平成28年6月）宮城県主催「女性のチカラを活かす企業認定制度」にて「ゴールド認証企業」認定
- ・（平成28年6月）女性活躍推進法にもとづく企業認定制度にて「認定段階3（最高評価）」取得